

# 質問事項の解説等について

佐賀労働局

○業種を選択してください。

- ・ 法人ではなく、事業場（工場、支店、販売所など）の事業内容から選択してください。
- ・ 事業場において複数の事業を営まれている場合は、「主たる事業」を選択してください。
- ・ 「製造業」には、「印刷業」、「自動車整備業」、「クリーニング業」などが含まれます。
- ・ 「商業」には、「卸売・小売業」、「理美容業」などが含まれます。
- ・ 「保健衛生業」には、「病院」、「社会福祉施設（介護施設、児童養護施設、保育園等）」などが含まれます。
- ・ 「接客娯楽業」には、「飲食店」、「旅館業」、「ゴルフ場」、「遊戯施設」などが含まれます。
- ・ 「清掃・と畜業」には、「ビルメンテナンス業」、「産業廃棄物処理業」などが含まれます。
- ・ 「その他の事業」には、「警備業」、「派遣業」、「情報処理サービス業」などが含まれます。
- ・ 介護施設において複数の介護サービス（通所介護、短期入所生活介護、訪問介護等）を営まれている場合でも1つの事業場としてご回答ください。
- ・ 業種の選択に迷われる場合は、「不明」を選択し、事業内容をご記入ください。

○事業場の規模を選択してください。

- ・ 事業場の労働者数により選択してください。

## 【質問】転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組んでいる。

転倒災害対策としては、例えば、「段差の解消」、「整理整頓」、「靴の交換」、「リスクが高い箇所への標識の設置」など設備・用具などを改善する「ハード面」、及び「転倒や怪我をしにくい運動プログラムの導入」、「体力チェック等による労働者の運動機能の把握」、「安全教育の実施」など労働者の健康づくりや知識・意識の向上を図る「ソフト面」があります。

何らかの「ハード面」、「ソフト面」のどちらも転倒防止対策に取り組んでいる場合は「はい」とご回答ください。

[厚生労働省 転倒予防・腰痛予防の取組](#)



[職場のあんぜんサイト 転倒災害防止対策の推進について](#)

青字をクリックいただきますと、リンク先へ移動します。  
また、QRコードを読み取ることでもご覧いただけます。

**【質問】 年次有給休暇の取得率が70%以上である。**

1年間（起算日は事業場の定めによる。定めがない場合の起算日は1月1日）において、年次有給休暇取得率が70%以上の場合は、「はい」とご回答ください。

年次有給休暇取得率（年休取得率）の計算方法は以下のとおりです。

$$\text{年休取得率（\%）} = \frac{\text{全労働者の年休取得日数}}{\text{全労働者の年休付与日数}} \times 100$$

- ・年休取得日数は、1年間に実際に年次有給休暇を取得した日数です。
- ・年休付与日数は、繰越日を除きます。

※ 今回のアンケートでは年休取得率の詳細をおたずねするものではありませんので、年休取得率が70%以上かどうかという観点でご判断ください。

[働き方・休み方改善ポータルサイト](#) [年次有給休暇取得促進特設サイト](#) 



**【質問】 勤務間インターバル制度を導入している。**

「勤務間インターバル制度」とは、1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息时间（インターバル）を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保するものです。

終業時刻から始業時刻までの具体的な時間数を定めていない場合は該当しません。（この場合は、「いいえ」とご回答ください。）

勤務間インターバル制度を導入している場合は、「はい」とご回答ください。

※ 「労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）」において、「勤務間インターバルは、労働者の生活時間や睡眠時間を確保し、労働者の健康の保持や仕事と生活の調和を図るために有効であることから、その導入に努めること。なお、当該一定時間を設定するに際しては、労働者の通勤時間、交替制勤務等の勤務形態や勤務実態等を十分に考慮し、仕事と生活の両立が可能な実効性ある休息が確保されるよう配慮すること。」とされています。

[働き方・休み方改善ポータルサイト](#) [勤務間インターバル制度とは](#) 



**【質問】メンタルヘルス対策に取り組んでいる。**

メンタルヘルス対策としては、例えば、「ストレスチェック」、「医師等による面接」、「相談窓口の設置・周知」、「管理者に対するメンタルヘルス研修」、「労働者に対するメンタルヘルス研修・資料の配布」などがあります。

何らかのメンタルヘルス対策に取り組んでいる場合は「はい」とご回答ください。

[厚生労働省 職場における心の健康づくり](#) 



 [厚生労働省 事業場におけるメンタルヘルス対策の取組事例集](#)

[厚生労働省 こころの健康気づきのヒント集](#) 



 [働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト こころの耳](#)

**【質問】健康診断の事後措置・治療と仕事の両立支援・その他の必要な産業保健サービスを提供している。**

産業保健サービスとしては、例えば、「健康診断結果に基づく保健指導」、「健康上のリスクが高い労働者に対する指導、支援、相談」、「がん、精神障害等の病気を抱える労働者の治療と仕事の両立支援」、「女性の健康課題に対する配慮、支援」などがあります。

産業保健総合支援センター、地域産業保健センター等の外部の機関・団体等を活用した産業保健サービスも含まれます。

何らかの産業保健対策に取り組んでいる場合は、「はい」とご回答ください。

[厚生労働省 産業保健活動をチームで進めるための実践的事例集](#) 



 [佐賀産業保健総合支援センター](#)

[地域産業保健センター](#) 



**【質問】熱中症災害防止のために暑さ指数（WBGT）を把握し活用している。**

作業場所が熱中症のリスクが存在する暑熱環境であるかどうかを客観的に評価するためには、気温だけでなく湿度、風速、輻射熱（放射熱）、身体作業強度、作業服の熱特性を考慮する必要がありますが、そのためにはこれらの因子をすべて考慮した暑さ指数（WBGT：湿球黒球温度）を活用することが有用です。

暑さ指数は、暑熱環境における熱ストレスのレベルの評価を行うことにより熱中症の発生リスクの有無をスクリーニングする指標です。作業場所に、暑さ指数計を配備する等により、暑さ指数を求めることが望まれています。

暑さ指数（WBGT）を把握し活用されている場合は、「はい」とご回答ください。

[厚生労働省 暑さ指数について](#) 



 [環境省 熱中症予防情報サイト](#)

**【質問】エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施している。（60歳以上の労働者を雇用している場合）**

エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）は、高年齢労働者の就労が一層進み、労働災害による休業4日以上の死傷者のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加すると見込まれる中、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向け、事業者や労働者に取組が求められる事項を取りまとめたものです。

このエイジフレンドリーガイドラインに基づき、何らかの高年齢労働者の安全衛生確保の取組（身体機能の低下を補う設備・装置の導入、高年齢労働者の特性を考慮した作業管理、高年齢労働者の健康や体力の状況の把握及びその状況に応じた対応、高年齢労働者に配慮した安全衛生教育など）を実施されている場合は、「はい」とご回答ください。

※ エイジフレンドリーとは「高齢者の特性を考慮した」を意味する言葉で、WTOや欧米の労働安全衛生機関で使用されています。

[エイジフレンドリーガイドライン（概要）](#) 



 [エイジフレンドリーガイドライン（本文）](#)

[厚生労働省 エイジアクション100](#) 



**【質問】母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている。  
(外国人労働者を雇用している場合)**

近年、外国人労働者数の増加に伴い、外国人労働者の労働災害が増加傾向にあります。外国人労働者の労働災害の要因として、業務経験が短い場合が多いこと、日本語そのものの理解が不十分であること、コミュニケーション不足により職場の危険の伝達・理解が不足していること等が考えられます。外国人労働者の労働災害防止のために、外国人労働者が安全衛生教育や労働災害防止の内容を確実に理解してもらうことが重要です。

母国語に翻訳された教材、視聴覚教材（イラスト、動画等）を用いるなど、何らかの外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている場合は、「はい」とご回答ください。

[厚生労働省 外国人労働者の安全衛生対策について](#) 



 [職場のあんぜんサイト 言語別動画教材](#)

[外国人労働者向け安全衛生教育教材を労働災害防止にご活用ください](#) 



**【質問】ストレスチェックを実施している。  
(事業場の労働者数が50人未満の場合)**

ストレスチェック制度は、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団的に分析し、職場環境の改善につなげることによって、労働者がメンタルヘルス不調になることを未然に防止することを主な目的としたものです。

なお、平成27年12月以降、労働者50人以上の事業場については、ストレスチェックを実施することが法律上の義務となりましたが、労働者50人未満の事業場については当分の間努力義務となっています。

労働者50人未満の事業場において、ストレスチェックを実施されている場合は、「はい」とご回答ください。

[労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル](#) 



 [外部機関にストレスチェック及び面接指導の実施を委託する場合のチェックリスト例](#)

[ストレスチェック制度関係Q&A](#) 



**【質問】実効ある機械災害防止対策（非定常作業を含む）に取り組んでいる。  
（製造業の場合）**

平成30年から令和4年の5年間において、食品加工用機械、木材加工用機械、プレス機械など、機械等による佐賀県内の製造業における労働災害は全体の19%を占めています。

機械災害は安全装置が十分に措置されていない場合などのほか、清掃、修理、調整などの非定常作業時にも発生しています。機械災害が一旦発生すれば、身体に障害を残す重篤な災害も少なくなく、依然として労働災害防止上の重要な課題となっています。

実効ある機械災害防止対策（非定常作業）に取り組んでいる場合は、「はい」とご回答ください。

※ 「実効ある」とは、機械災害を防止するため、現場や労働者の状況に応じた取組を継続的に行っていることをいいます。

（例）

- 機械の導入時や作法方法の変更時等にリスクアセスメントを実施している。
- 機械に設けている安全装置について、定期的に有効な状態であることを確認している。
- 清掃、修理、調整などの作業を行う場合に、事前に機械の運転を停止させることについて、定期的に安全教育を行っている。
- × 機械災害防止に関するマニュアルを作成しているが、新たな機械を導入した場合や作業方法を変更した場合等には、マニュアルの見直しは行っていない。

- × 機械に安全装置を設けているが、有効な状態で保持されているかの確認までは行っていない。
- × 労働者に対して、「機械災害に気を付けるように」と指示しているが、具体的な作業手順について周知、教育を行っていない。

[職場のあんぜんサイト 機械災害データベース](#) 



 [設備の経年化による労働災害リスクと防止対策](#)

[中央労働災害防止協会 機械安全とは](#) 



**【質問】墜落・転落災害の防止等に関する実効あるリスクアセスメントに取り組んでいる。(建設業の場合)**

平成 30 年から令和 4 年の 5 年間に於いて、佐賀県内の建設業における墜落・転落による労働災害は全体の 36% を占めています。

また、平成 25 年から令和 4 年の 10 年間に於いて、建設業における死亡労働災害のうち墜落・転落によるものは全体の 51.6% を占めており、建設業において墜落・転落防止対策は最も重要な課題となっています。

**墜落・転落災害の防止等に関する実効あるリスクアセスメントに取り組んでいる場合は、「はい」とご回答ください。**

※ リスクアセスメントとは、職場に潜む危険性又は有害性を特定し、それによる労働災害（健康障害を含む）における負傷又は疾病の重篤度（災害の程度）と負傷又は疾病の発生の可能性の度合い（可能性の度合）を組合わせてリスクを見積もり、その大きさに基づいてリスクを低減するための対策の優先度を決めた上で、リスクの除去又は低減の措置を検討し、その結果を記録する一連の手法をいいます。

※ 「実効ある」とは、墜落・転落災害を防止するため、現場等の状況に応じて有効な低減措置を検討し、対策を行っていることをいいます。

(例)

- 事業場（本社、支店等）においてリスクアセスメントを実施し、作業方法にリスクが認められた場合は次の現場から低減措置ができないか検討している。
- 現場の状況や作業内容に応じて、リスクを見積り、「優先して仮設設備を変えられないか」、「作業のやり方を変えられないか」、「何か防護する設備等はないか」等を検討し、検討結果に応じて対策を実施している。
- × 現場の状況や作業内容が変わっても、「墜落災害に気をつける」等の記載のみでリスクの見積りの再検討を行っておらず、状況に応じたリスク低減措置を実施していない。

[職場のあんぜんサイト 建設業のリスクアセスメントのすすめ方](#) 



 [建設業労働災害防止協会 リスクアセスメントについて](#)

**【質問】 荷役作業における安全ガイドラインに基づく措置を実施している。  
(陸運事業者又は荷主等の場合)**

荷役作業による労働災害は配送先において多発しており、荷主等の協力が不可欠となっています。

厚生労働省では、陸運業の労働災害の状況を踏まえ、その荷役作業における労働災害を減少させるため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成 25 年 3 月 25 日基発 0325 第 1 号、令和 5 年 3 月 28 日改正）を策定し、**陸運事業者及び荷主等がそれぞれ取り組むべき事項を示しています。**

なお、「荷主等」とは、荷主、配送先、元請事業者等をいいます。

荷役作業における安全ガイドラインに基づく何らかの措置を実施している場合は、「はい」とご回答ください。

#### ※陸運事業者の実施事項

管理体制の確立、具体的な防止対策（墜落・転落災害対策、フォークリフト・ロールボックス等災害対策、転倒防止対策）、安全衛生教育の実施、荷主等との連絡調整（「安全作業連絡書」の使用）、指導者運転者に荷役作業を行わせる場合の措置（運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保）

#### ※荷主等の実施事項

改善基準告示の遵守、陸運事業者に荷役作業を行わせる場合は事前に通知、陸運事業者との連絡調整（「安全作業連絡書」の使用）、自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置（疲労に配慮した十分な休憩時間の確保、着時刻の弾力化）、安全に荷役作業を行える場所、機械等の確保

[厚生労働省 荷役作業での労働災害を防止しましょう！](#)   
[（陸上貨物運送事業者の皆様へ）](#)



 [厚生労働省 荷役作業での労働災害を防止しましょう！](#)  
[（荷主等の皆様へ）](#)

[陸上貨物運送事業労働災害防止協会荷役作業安全ガイドラインのあらまし](#)

**【質問】 伐木等作業の安全ガイドラインに基づく措置を実施している。  
（林業の場合）**

佐賀県内においても、毎年伐木作業に関連する労働災害が発生しているところであり、一たび伐木作業による労働災害が発生すれば、重篤な災害となるリスクがあります。

厚生労働省においては、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」を策定し、伐木等作業時における措置を示しています。

伐木等作業の安全ガイドラインに基づく何らかの措置を実施している場合は、「はい」とご回答ください。

(措置の例)

事前調査の実施、作業計画の作成、リスクアセスメントの実施、作業指揮者の選任、ガイドラインに定めるかかり木処理、チェーンソー取扱方法の徹底 等



[厚生労働省 伐木作業・林業における安全対策](#)

[厚生労働省](#)

[「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」を改正しました](#)



**【質問】正社員以外への安全衛生教育を実施している。  
(卸売業・小売業／医療・社会福祉施設の場合)**

小売業や医療・福祉においては、半数近くが正社員以外への雇入時教育が未実施であるとの調査結果があり、小売業や介護施設など人手不足が常態化していること等から、雇入時教育等の安全衛生教育が適切に実施されているとはいえない実態があります。

また、転倒災害や腰痛などの作業行動に起因する労働災害に関して、特に第三次産業において注意喚起しておくことで防げた災害も多いことから、パート・アルバイトの労働者を含めた安全衛生教育を実施することが重要です。

(教育内容例)

安全作業手順・方法、腰痛予防対策、メンタルヘルス対策、整理整頓、応急措置・退避、交通事故防止 等

[厚生労働省 マンガでわかる働く人の安全と健康 \(教育用教材\)](#)



[厚生労働省 未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル](#)

[中央労働災害防止協会 安全衛生教育促進運動](#) 



**【質問】介護・看護作業においてノーリフトケアを導入している。  
(医療・社会福祉施設の場合)**

保健衛生業（医療・社会福祉施設等）では腰痛災害が多発しており、職場復帰までに長い期間がかかるほか、経験年数の短い労働者も被災しています。

腰痛予防対策として、介護・看護作業において身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入が望まれます。

介護・看護作業においてノーリフトケアを導入している場合は、「はい」とご回答ください。

[厚生労働省 保健衛生業における腰痛の予防](#) 



 [腰痛を防ぐ職場の事例集](#)

[厚生労働省 人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）](#) 



**【質問】ラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている。  
(化学物質を取り扱っている場合)**

危険性・有害性が確認されたすべての化学物質について、ばく露される程度を最小限度とする（一部物質については国が定める濃度基準値以下とする）ことにより、労働者の健康障害を防止する必要があります。

そのため、ラベル表示・SDSの交付が法律上義務付けられていない化学物質であっても、危険性・有害性が確認されたすべての化学物質について、危険性・有害性の情報の伝達（ラベル表示・SDSの交付）が望まれます。

ラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている場合は、「はい」とご回答ください。

[職場のあんぜんサイト 表示・通知対象物質  
\(ラベル表示・SDS交付義務対象物質\)の一覧・検索](#) 



 [厚生労働省 化学物質対策に関するQ&A\(ラベル表示・SDS関係\)](#)

**【質問】 リスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている。  
(化学物質を取り扱っている場合)**

リスクアセスメントが法律上義務付けられていない化学物質であっても、危険性・有害性が確認されたすべての化学物質について、リスクアセスメントを実施することが望まれます。

リスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている場合は、「はい」とご回答ください。

[職場のあんぜんサイト 化学物質のリスクアセスメント実施支援](#) 



 [厚生労働省 化学物質に関するQ&A \(リスクアセスメント関係\)](#)

**【質問】** リスクアセスメントの結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講じている。  
(化学物質を取り扱っている場合)

上記のリスクアセスメントの実施に関する質問で「はい」とご回答された事業場のみご回答ください。

リスクアセスメントの結果に基づいて、リスクの低減措置を図ることが重要です。

リスクアセスメントの結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講じている場合は「はい」とご回答ください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

## 【参考】

[佐賀労働局ホームページ 労働災害防止計画について](#) 

